

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第42号

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年静岡県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者の指定の申請書等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事が指定する会計年度の社会福祉法（昭和26年法律第45号）<u>第44条第2項</u>に規定する書類</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(事業報告書)</p> <p>第4条 条例第8条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。</p> <p>(1) <u>静岡県立富士見学園</u>の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>静岡県立富士見学園</u>の利用状況</p> <p>(4) (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>指定管理者指定申請書</p> <p>(略)</p> <p><u>静岡県立富士見学園</u>の管理に関する業務を行いたいので、静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により申請します。</p> <p>(略)</p> <p>4 知事が指定する会計年度の社会福祉法</p>	<p>(指定管理者の指定の申請書等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事が指定する会計年度の社会福祉法（昭和26年法律第45号）<u>第45条の27第2項及び第45条の34第1項第1号</u>に規定する書類</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(事業報告書)</p> <p>第4条 条例第8条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。</p> <p>(1) <u>その管理に係る施設</u>の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>その管理に係る施設</u>の利用状況</p> <p>(4) (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>指定管理者指定申請書</p> <p>(略)</p> <p><u>静岡県立</u> <u> </u> <u>学園</u>の管理に関する業務を行いたいので、静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により申請します。</p> <p>(略)</p> <p>4 知事が指定する会計年度の社会福祉法</p>

(昭和26年法律第45号) <u>第44条第2項</u> に規定する書類 (略)	(昭和26年法律第45号) <u>第45条の27第2項及び第45条の34第1項第1号</u> に規定する書類 (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号の改正及び別記様式の改正（「第44条第2項」を「第45条の27第2項及び第45条の34第1項第1号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。